



アメリカ合衆国における法人登記制度 ～司法書士業務との関連において(1)

日司連国際室渉外業務推進部会
室委員・米国ワシントン州弁護士 亀崎 絹子

外国の法人登記制度に関する知識は、司法書士が業務を遂行する上で様々な分野で求められる。例えば、商業登記分野では外国会社の登記のみならず、外国法人が発起人や代表社員となる際の確認、不動産登記分野では登記名義人となる外国法人の表記方法や代表者の確認、裁判事務分野では外国法人及びその代表者の確認などである。また司法書士が犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）に規定される特定業務を受託する際に対象者が外国法人である場合の本人特定の際にも必要な知識といえる。

本号ではアメリカ合衆国（以下「米国」という。）における法人登記制度のうち、司法書士業務との関連において、日本の法人登記制度と異なる点や実務上注意が必要となる点を紹介したい。なお、州により登記制度が異なるので、全ての州に共通するものではないことをお断りしておく。

連邦法と州法

米国には連邦法と州法があり、一般の会社は、設立準拠地の州法である会社法に基づいて設立される。一部の形態の法人は、連邦法などの特別法に基づいて設立される。日本の場合は本店所在地を管轄する登記所が法人登記を一元管理するが、米国の場合は州の

Secretary of State¹⁾ が管理するのは州法を準拠法とする法人のみである。

一般の会社は設立準拠法のある州で設立登記をする必要がある。さらに設立州外で事業を行う場合は、事業を行う州においても登記をする必要がある。例えば、設立準拠法としてデラウェア州会社法を選択し、デラウェア州で設立登記後、カリフォルニア州において事業を行う場合は、カリフォルニア州においても登記をする必要がある。この場合、カリフォルニア州では州外のデラウェア州法を設立準拠法としているという意味で“foreign”会社として登記され、カリフォルニア州法を準拠法として設立された会社である“domestic”会社と区別される。“foreign”には外国の意味の他に州外という意味もある。日本の株式会社カリフォルニア州で営業所の登記をする場合も“foreign”会社となる。“foreign”会社の登記は、日本の法人登記制度での外国会社の営業所の登記をイメージすると理解しやすいかもしれない。

州における登記事項の違い

米国では、1年に一度会社の現況－商号、設立年月日等の基本情報に加え、役員情報、資本情報等－をまとめて報告する年次報告制度を採用している州が多い。

これらの年次報告として提出する文書は、州により名称が異なり、ワシントン州、デラ

ウェア州、ハワイ州等の場合、Annual Report、カリフォルニア州の場合、Statement of Information、ネヴァダ州の場合、Annual List と呼ばれる。ニューヨーク州の場合は、Biennial Statement と呼ばれるが、報告の頻度が2年に一度のため、2年ごとという意味で biennial という単語が使用されている。

法人の種類や州によってはそもそも年次報告制度の適用がない場合もある。例えば、デラウェア州の LLC (Limited Liability Company) という日本の合同会社に類似する法人形態の場合は、年次報告の義務がない。

各州における年次報告の内容は、各州の Secretary of State が管理し、提供する書類を閲覧することにより確認できるが、州によって法定の報告内容は異なる。

各州において確認できる Inc. (Incorporation) という日本の株式会社類似する法人形態の一般的な登記事項は、商号、当該州における会社番号、設立準拠法である州、設立年月日、principal place of business と呼ばれる主たる営業所、officer や director 等の役員の名及び連絡先住所である。連絡先住所は、会社の主たる営業所の所在地や本人が所属する営業所の所在地と同じ場所となっていることが一般的で、役員個人の住所が登記されていることは多くない。

また、州によって登記事項が異なるため、設立準拠法である州の Secretary of State が提供する情報では確認できない事項であっても、foreign 会社として登記された州の Secretary of State が提供する情報で確認できることもある。各司法書士が受託する案件に対して、どの州が発行した情報が必要なのか、どの内容の情報が必要のかなどを検討した上で、情報を請求する必要がある。

登記事項の確認方法

米国の会社情報を確認したい場合は、登記された州の Secretary of State のウェブサイトによって確認できる。検索サイトで州名と Secretary of State とキーワードを入れると検索結果の中に当該州の Secretary of State のウェブサイトが含まれている。検索サイトでは公的なサイトだけでなく情報提供業者のサイトなども表示されるので、政府機関によって運営されているか、例えば URL の末尾が government を表す「gov」となっているかなどを確認する。

Secretary of State のウェブサイトでは、当該州においてこれまでに登録された定款や年次報告書などの書類を PDF 形式によって無料又は有料でダウンロードできることが多い。日本の登記制度は申請情報や添付情報から登記事項を抽出し、これらとは別に一覧性のある登記簿に掲載する方法をとっているが、米国の多くの州における法人登記制度は、申請された情報が時系列にそのまま登録される方法である。これとは別に、州によっては見出しのように一部の情報を抽出してウェブサイト上で公表されていることもあり、日本の登記情報のような感覚で確認できる。

登記申請書や訴状の添付書類である証明書に関して、証明文言及び公印付き証明書を紙媒体で請求できるかどうかは州によって異なり、証明文言デジタル証明付き証明書を PDF 形式によってダウンロード又はメール添付の方式で提供されることもある。

Principal Place of Business と Registered Address

registered address は、米国の法人登記事項のうち日本の制度にないものの一つである。registered address とは、直訳すると登録され

た場所となるが、会社法上は訴訟書類の送達場所という意味を持ち、一般的にどの州でも登記事項である。一方で、registered address は registered agent という委託を受けた業者の所在地を指定していることが多く、その場所で当該会社が事業を行っていることは多くない。実際の事業は、主たる営業所やその他の場所で行われる。

この点において、日本での登記申請の際にどの住所を登記するのか悩むことになる。実体に即した主たる営業所が望ましいが、州によっては registered address のみが登記事項であるところもあり、その場合主たる営業所を法人登記で確認することができない。このような事実も登記申請の際に検討すべきであろう。

DBA、a.k.a. などの屋号

DBA は“doing business as”を意味し、a.k.a. は“also be known as”を意味する。似たような意味を表す別の言葉では“fictitious business names”、“assumed business name”、“tradenames”がある。これらは個人商人が屋号を登記していることもあれば、法人が法人の商号とは別の屋号で営業を行うときに使用するものも含まれる。

DBA は、日本の会社法でいうところの商号ではない。法人が DBA を登記している場合に、それらの登記情報を見て DBA を法人の商号として取り扱わないようにすべきであり、同様に、個人が登記した DBA を見て法人格があるものと判断すべきではない。

次号では上記を踏まえ日本における手続きでの留意点を紹介したい。

- 1) 州務長官と訳され州知事選挙や州法に基づく法人、公文書、公証人の管理監督などの業務を行う州の上級公職である。